

B110000

エムシーパートナーズ株式会社
四日市支社

衛生委員会規程

平成30年4月1日 一部改施

エムシーパートナーズ株式会社

四日市支社衛生委員会規程

この規程は、労働安全衛生法第18条に基づき、エムシーパートナーズ株式会社四日市支社（以下「四日市支社」という。）に設ける衛生委員会（以下「委員会」という。）に関する事項について定める。

（目的）

第1条 四日市支社に、四日市支社並びに四日市に勤務する総務部所属の従業員の衛生に関する事項について調査・審議することを目的として、委員会を設ける。

（構成）

第2条 委員会の構成は次の通りとする。

- | | | |
|---------|---------------------------|------|
| (1) 委員長 | 四日市支社長 | |
| (2) 委員 | 会社が指名する者（産業医を除き、衛生管理者を含む） | 3名以内 |
| | 従業員代表が推薦する従業員 | 3名以内 |
| (3) 事務局 | 四日市支社事務担当部門 | |

（付議事項）

第3条 委員会の付議事項は、次の通りとする。

- (1) 従業員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- (2) 従業員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項
- (3) 労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係わる事項
- (4) その他、従業員の健康障害の防止・健康の保持増進及び当社レスポンシブルケアに関する重要事項

（任務）

第4条 委員長は会務を統理し、会議を主宰する。

- 2 委員長がやむを得ない理由により職務を行うことができない場合は、委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。
- 3 委員は付議事項について調査審議し意見を述べる。

（開催）

第5条 委員会は月1回以上開催し、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は委員会を招集する場合には、各委員に対し、議案、日時および場所を通知する。

（成立）

第6条 委員会は、委員の過半数を以って成立する。

- 2 委員がやむを得ない理由により欠席する場合には、その権限について出席委員に委任を行うことができる。

（事務担当者）

第7条 委員長は委員会における庶務事項等の処理および連絡のため若干名の事務担当者を置く。

（委員以外の出席）

第8条 委員会が必要と認めた場合、委員会に委員以外の者を出席させて事情を聴取することができる。

（議事内容の記録・周知・保存）

第9条 委員会の議事内容の主要事項については、遅滞なく記録を作成し、3年間保存する。

所管部署
四日市支社

沿 革
平 21. 4. 1 施行
平 30. 4. 1 一部改施

エムシーパートナーズ株式会社

四日市支社衛生委員会内規

四日市支社衛生委員会規定第3条（4）の従業員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項とは、具体的には以下の事項とする。

- (1) 衛生に関する規程の作成に関する事
- (2) 職場における危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事
- (3) 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事
- (4) 衛生教育の実施計画の作成に関する事
- (5) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事
- (6) 健康診断の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事
- (7) 従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事
- (8) 長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事
- (9) 従業員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事
- (10) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、従業員の健康障害の防止に関する事

所管部署
四日市支社

沿 革
平 21. 4. 1 施行